

1 審査会の結論

実施機関が「取得用地一覧表等建設課で整理している用地に関する一覧資料」中の所有者の氏名、住所及び権利に関する情報を非公開とした部分公開決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成17年5月17日付けでいなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号。以下「条例」という。）に基づき行った「いなべ市になってから土地を購入した分で、その価格がわかる資料(イ)地番(ロ)地目(ハ)地籍(ニ)価格(ホ)その他」の公開請求に対し、いなべ市長（以下「実施機関」という。）が平成17年6月28日付けで行った部分公開決定処分の取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は「取得用地一覧表等建設課で整理している用地に関する一覧資料（以下「本件対象公文書」という。）」である。

4 実施機関の非公開決定理由説明要旨

実施機関は、次の理由により、本件対象公文書を部分公開とした。

本件対象公文書は、実施機関が公共用地（道路用地）として用地を取得するため、土地の地番、地目、地籍及び土地に関する権利関係の情報並びに所有者の氏名、住所について調査を行い、対象となる土地の一覧表を作成し、現場立会いにより土地の所在、境界を確認した後、潰れ地面積が確定した上で、「取得用地一覧表等」を作成している。

当該公文書は、用地買収事務、登記書類作成事務、用地費支払事務及び税務報告書類作成事務のために使用している。本件対象公文書に記載された項目は、工事名、買収用地の所在地番、地目、地籍、買収面積、買収単価、買収金額、所有者住所、所有者氏名及び当該用地の権利に関する事項（登記に当たり影響する権利）であり、買収対象者が個人である場合は、これらの情報は個人の情報に該当し、買収対象者が法人である場合は、法人の情報に該当すると判断した。

一方、本件対象公文書の情報には、市の公金支出に係る情報でもあり、その用途は明らかにされる必要があると考えられ、両者を比較考量した結果、所有者名、住所及び土地の権利関係の情報については、いなべ市情報公開条例第9条第2号に定める個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同条同号ただし書きのア、イ又はウのいずれにも該当せず、又は条例第9条第3号に定める法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当し、同条同号ただし書きのア、イ又はウのいずれにも該当しないと判断した。また、公文書公開請求書の請求内容から、所有者名、所有者住所については、請求内容に該当しない事項であったので、非公開とした。

5 異議申立ての理由

異議申立人は、次の理由により、「本件対象公文書は公開されるべきものである。」と主張している。

- (1) 土地の地番がわかれば登記簿謄本を自由に取得することができ、所有者の住所、氏名その他抵当権の設定状況等の情報も分かる。明らかに公開情報であり、非開示にする理由がない。
- (2) いなべ市情報公開審査会の過去（平成 16 年度）の答申によれば、同種の公文書について、全てを公開すべきとの事例がある。

## 6 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害され、又は行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することがないよう、原則公開の例外を定めている。当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が公共用地の用地買収に係る一連事務及び税務報告書類作成事務を行ううえで作成したものであり、買収対象となった土地の所在地、地目（現況地目）、公簿面積、買収面積、買収単価、買収金額、補償費、土地所有者住所、土地所有者名及び当該土地の権利に関する情報が記載されている。

### (3) 条例第 9 条第 2 号「個人情報」について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、プライバシーの概念は類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報が記録された公文書は、原則として非公開とすることを定め、その一方で、法令の定めるところにより何人でも閲覧できる情報、公表を目的としている情報及び許可、免許届出等に際して作成し、又は取得した情報であって公益上公開することが必要であると認められるものについては、公開することができることを定めたものと解される。

本件対象公文書に記載された情報のうち、土地所有者住所及び土地所有者名は明らかに特定個人が識別される情報と認められる。また、土地の所在地、地目（現況地目）、公簿面積、買収面積、買収単価、買収金額、補償費及び土地の権利に関する情報は当該個人が所有する資産（保有する資産の一部である場合を含む。）に関する情報であり特定個人に関する情報又は特定個人が識別され得る情報と認められる。したがって、本件対象公文書に記載された情報は、条例第 9 条第 2 号に定める個人情報に該当すると認められる。

### (4) 条例第 9 条第 2 号ただし書「個人情報の例外」について

ア 第 9 条第 2 号ただし書アは、法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報は、個人情報であっても公開しなければならないとしている。本件対象公文書中の所在地、地目（現況地目）、公簿面積、土地の権利に関する情報、土地所有者名及び土地所有者住所は、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 119 条 1・2 項の規定に基づき登記所において閲覧できる情報ではあるが、登記所における事務は、登記官が行うことであって、実施機関には当為しない。実施機関としては、「個人情報法の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に従って、同法第 11 条第 1 項「地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに務めなければならない。」により、個人の住所・氏名に関する情報は、条例第 9 条第 2 号但し書きアに該当する情報に

は該当しないと判断する。即ち本件対象公文書は、いなべ市が作成したものである。

イ 第9条第2号ただし書イは、公表することを目的としている情報は、個人情報であっても公開しなければならないとしている。本件対象公文書中の情報により、税務署への報告を行っていることは認められるが、公表を目的とした情報には該当しないと判断する。

ウ 第9条第2号ただし書ウは、法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公益上公開することが必要であると認められる情報は、個人情報であっても公開しなければならないとしている。本件対象公文書中の情報のうち土地所有者住所、土地所有者名及び土地の権利に関する情報は、公にすることが公益上必要と認められる情報に該当しないと判断する。

(5) 条例第9条第3号「法人等情報」について

本号は、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動を保護する必要があることから、公開することにより、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められる情報は、非公開とし、例外的に法人等の社会的責任及び公益性確保の観点から、公開することが必要であると認められる情報は公開しなければならないものとしたと解される。

本件対象公文書中の情報のうち、土地所有者（法人）住所、土地所有者（法人）名及び土地の権利に関する情報が明らかになることにより、特定の法人等の経営内部にかかわる情報が明らかとなり、当該法人等の事業活動に支障を及ぼすおそれが認められる。

(6) 条例第9条第3号ただし書「法人等情報の例外」について

ア 第9条第3号ただし書アは、法人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体及び健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報は、公開しなければならないとしている。本件対象公文書中の情報は、それらと何らかかわりがないことは明らかであり、公開することが必要と認められる情報には該当しないと判断する。

イ 第9条第3号ただし書イは、違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報は、公開しなければならないとしている。本件対象公文書に記載された情報は、それらとかわりがない情報であるので、公開することが必要と認められる情報には該当しないと判断する。

ウ 第9条第3号ただし書ウは、上記ア又はイに準ずる情報であって、公益上公開することが必要であると認められる情報は、公開しなければならないとしている。本件対象公文書中の情報はア又はイに該当せず、又は準ずる情報にもあらず、公開することが必要と認められる情報には該当しないと判断する。

(7) 結論

本件対象公文書中の所有者住所、所有者名及び権利に関する情報は、市条例第9条第2号又は第9条第3号に該当し非公開が妥当であると判断する。よって、主文のとおり答申する。

7 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 17 年 9 月 22 日	諮問書受理
平成 17 年 9 月 30 日	実施機関の経過及び非公開理由説明並びに審議（第 4 回審査会）
平成 17 年 10 月 27 日	意見陳述及び審議（第 5 回審査会）
平成 17 年 11 月 24 日	審議（第 6 回審査会）
平成 18 年 1 月 26 日	審議及び答申（第 7 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
会長代理	杉岡 治	弁護士
委 員	伊藤 征記	地元有識者 団体役員
委 員	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
委 員	杉浦 肇	弁護士